刑務A中国地域 刑務B中国地域 刑務A（社会人）中国地域 刑務B（社会人）中国地域 刑務A（武道）中国地域 刑務B（武道）中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
刑務A四国地域 刑務A（社会人）四国地域 刑務A（武道）四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
刑務A九州地域 刑務B九州地域 刑務A（社会人）九州地域 刑務A（武道）九州地域 刑務B（武道）九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
刑務A沖縄地域 刑務A（武道）沖縄地域	沖縄県

なお、刑務B区分の四国及び沖縄地域、刑務A（社会人）区分の沖縄地域、刑務B（社会人）区分の四国、九州及び沖縄地域、刑務B（武道）区分の四国及び沖縄地域の地域試験は行わない。

4　対象官職　係員の官職のうち、刑務官の官職

5　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として次のとおりである。(平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額を減じて支給される。)

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸給月額）
刑務官	公安職俸給表㈠	１級３号俸　161,500円
刑務官（社会人）	公安職俸給表㈠	１級３号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。

なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

6　受験資格

⑴　試験の区分「刑務A、刑務A（武道）」
昭和59年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた男子

⑵　試験の区分「刑務B、刑務B（武道）」
昭和59年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた女子

⑶　試験の区分「刑務A（社会人）」
昭和48年４月２日以降に生まれた男子（⑴の受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑷　試験の区分「刑務B（社会人）」
昭和48年４月２日以降に生まれた女子（⑵の受験資格を有しなくなった者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

7　第１次試験

⑴　試験種目

ア　刑務A、刑務A（社会人）、刑務B及び刑務B（社会人）
基礎能力試験及び作文試験　（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

イ　刑務A（武道）及び刑務B（武道）
基礎能力試験、作文試験及び実技試験　（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び実技試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成25年９月22日（日）

⑶　試験地　次表に掲げる全都市

地域試験	第１次試験地
刑務A北海道地域 刑務A東北地域 刑務A関東甲信越静地域 刑務A東海北陸地域 刑務A近畿地域 刑務A中国地域 刑務A四国地域 刑務A九州地域 刑務A沖縄地域 刑務B北海道地域 刑務B東北地域 刑務B関東甲信越静地域 刑務B東海北陸地域 刑務B近畿地域 刑務B中国地域 刑務B九州地域 刑務A（社会人）北海道地域 刑務A（社会人）東北地域 刑務A（社会人）関東甲信越静地域 刑務A（社会人）東海北陸地域 刑務A（社会人）近畿地域 刑務A（社会人）中国地域 刑務A（社会人）四国地域 刑務A（社会人）九州地域 刑務B（社会人）北海道地域 刑務B（社会人）東北地域 刑務B（社会人）関東甲信越静地域 刑務B（社会人）東海北陸地域 刑務B（社会人）近畿地域 刑務B（社会人）中国地域	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、宇都宮市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、岐阜市、名古屋市、金沢市、京都市、堺市、明石市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、南城市